

第34回

被災地で支援活動を続ける弁護士に聞く

聞き手：新進会員活動委員会委員 高麗 愛子 (60期)

3月11日の東日本大震災以降、弁護士による様々な形の被災者支援活動が行われています。今回は、ご自身も津波に遭遇し、現在、ご自身の事務所がある石巻を中心に被災地域で支援活動を行っている仙台弁護士会の前田拓馬弁護士(60期)にお話をうかがいました。

—ご自身も被災されたとのことですが、震災当日は、どちらにいらしたのですか。

震災当日は、女川町役場からの依頼で、女川町内で講演をしており、講演が終了後、役場の人達と後片付けをしている時に、地震が起きました。津波警報が流れましたが、役場の人達からは、チリ地震の時でも大した津波は来なかったので大丈夫と言われ、当初は、1階から2階に避難するだけでした。しかし、海の方から激しい勢いの水が流れてくるのが見えたので、私達は、最上階である5階の機械室に避難しました。結局、津波は、建物の屋上の高さまで来ましたが、幸いにも私達が居た5階の機械室は、太腿の辺りまで浸水する程度で済みました。津波により私の車も流されましたし、もちろん公共交通機関も動いていませんでしたので、自宅には、震災の5日後に帰ることができました。

石巻にある事務所は、書庫が倒れたり、机の脚が折れたり、壁などにゆがみや亀裂が生じたものの、幸いにも業務はできる状況でした。そして、自宅についても、床下浸水程度の被害で済みました。



前田弁護士が震災当日に居た建物  
(左)津波に飲み込まれた建物。左側が建物の屋根部分 (右)津波が引いた後の建物の様子

—震災後、震災関連業務として、どのような活動をされているのですか。

私は、3月31日から、東松島、渡波、石巻の避難所や市役所などで法律相談を行いました。また、仙台弁護士会では、3月23日から無料電話相談を開設しているので、それにも参加しました。そして、現在は、石巻市の震災関連死委員会に入り、給付金支給の判断を行っています。

—法律相談では、どのような相談が多いのですか。

震災当初は、1日に25件から35件程の相談があり、相談内容としては、家族が津波で流され行方不明だがどうしたらよいか、権利証が流されたが不動産の権利を喪失しないか、家は津波で流されたがまだ残っている住宅ローンは支払わなければならないか等、法律や被災者支援策などを教えれば解決できる問題が殆どでした。しかし、5月中旬頃から、多少込み入った、相続問題、相隣関係、賃貸借問題などの相談が増え、遺族から死亡の責任を追及され、損害賠償請求を受けたというような相談も出始めました。

—受任に至った事件はどのような事件ですか。そしてどのような手段を用いていますか。

受任に至る事件は、1回の相談に1件くらいで、先ほど述べた遺族から死亡の責任を追及され、損害賠償請求を受けた事件や、震災前から債務整理を考えていた人やDVで悩ん

でいた人の債務整理案件や離婚案件などです。ただ、現在(2011年7月時点)も、銀行や消費者金融からの請求は止まっているので、債務整理案件は、さほど多くはありません。

解決方法としては、震災を原因として発生したトラブルを解決するために、弁護士が仲裁人を務める震災ADRというものがありますが、これは、仙台弁護士会の本庁でしか行われていないので、石巻市の住民

## 前田 拓馬 弁護士 (60期)

秋田県出身。2009年12月に弁護士登録、仙台弁護士会入会(60期)。仙台市にある法律事務所に2年10ヶ月所属した後、2010年10月、石巻市にて法律事務所を開設。



には使い勝手が悪く、あまり利用していません。ですので、通常通り、裁判手続きを利用しています。

——震災法律相談を受けるにあたって、どのようなことを心がけていますか。

上述したとおり、5月初旬頃までは、比較的簡単な内容の相談であったので、回答を述べるとともに、まずは、相談者に安心感を与えるように心がけていました。5月中旬以降は、相談内容が複雑化・多様化してきましたが、回答がはっきりしている相談に対しては、明確に回答し、相談者がその問題にいつまでも捕らわれて復興に気が回らないことがないように、無駄な紛争を減らすように気を付けています。

——今回の震災によって、事務所の業務にどのような影響がありましたか。

石巻では3月31日にライフラインが復旧したのですが、4月4日から業務を再開したのですが、4月7日の震度6の地震により再びライフラインが止まってしまったので、本格的に再開したのは、4月11日からです。震災後は、依頼者の安否確認や、裁判所との期日変更の連絡に追われました。事務所は、津波の影響を受けなかったのですが、事件記録などを紛失するということはありませんでしたが、交通事故の後遺症認定を取るために、病院に病状照会をしても、カルテが流されたので回答をもらえなかったり、被災地は確定申告期間の延長が認められているため、課税証明書が出なかったり、役所が他の業務に追われているため、固定資産税評価証明書の発行に時間がかかったりする等の影響はあります。

——現在、被災地ではどのようなことが求められているのですか。

震災当初は、被災者が置かれている環境は同じだったので、抱えている問題もほとんど同じでしたが、最近は、仮設住宅に入れた人もいれば、未だに避難所に居る人、義援金を受け取った人もいればまだの人など、状況が異なってきました。

したがって、問題も多様化してきており、私自身、個々の被災者がどのようなことを希望しているのか個別具体的に掴んでいるわけではありません。ただ、私が、被災地域で法律相談を行った際に感じるのですが、個々の活動では、支援の限界があるので、被災者の要望に合った立法の成立を一日も早く行ってもらいたいと思っています。

——石巻市特有の問題はありますか。

石巻は、がれき量が多いと言われてはいますが、市が、がれき撤去の無料サービスを行っていますので、市民レベルでは、私が知る限り、さほど問題とはなっていません。

また、石巻港では、魚の水揚げは、まだ行われていませんので(2011年7月時点)、原発の風評被害は出ていません。

ただ、石巻市の基幹産業である水産業は、操業停止に追い込まれており、漁師さん達は、失業保険の前倒しを受けたり、がれき撤去のバイトなどをして食いつないでいます。一日も早い復興が求められていますが、もともとこの産業の経済基盤は脆いため、これから、どのように復興・再編していくかが重要な問題だと思います。

——他会の弁護士に対して、一言お願いします。

石巻支部は、現在弁護士が7名しかいませんので、もともと多忙だったところ、震災後は、より一層忙しくなり、震災復興支援活動の隅々まで手が回らない状況です。

しかし、最近(今後はわかりませんが)、私が把握する限りでは、被災地における法律相談の件数は落ち着いてきており、私自身、被災者の状況を把握し被災者の要望に合った救済立法が何よりも必要だと切に感じているので、他会の方々には、立法提言活動に是非ともご尽力頂きたいと思っています。

そのためにも、是非とも、他会の方々には、被災地を直接見て頂き、被災者のニーズを直接肌で感じてもらえればと思います。